

野田市告示第 6 号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成16年1月24日から効力を生ずる。

平成16年1月23日

野田市長 根本 崇

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
今上	五尺道上	今上	五尺道下	490の2 491の2 492の2 493の2 494の2 495の2 496の2 497の2 498の2 499の2 500の2 501の2 502の2 503の2 504の2 505の2 506の2 507の2
			昭和	1,206の2 1,207の2 1,208の2 1,209の2 1,210の2 1,206の2の地先の道路である国有地の全部
			五反割	1,567の1の内 1,567の2 1,568の内 1,569の内 1,570の1の内 1,570の2 1,571の1の内 1,571の3 1,638の1 1,638の3 1,639の1 1,639の3 1,640 1,641の1 1,641の2 1,642 1,643の1 1,643の3 1,712の1 1,712の3 1,712の4 1,713の4 1,641の2の地先の道路、水路である国有地の全部 1,642の地先の道路、水路である国有地の全部 1,712の1の地先の道路、水路である国有地の全部 1,712の3の地先の道路、水路である国有地の全部
	五反割	西八丁物	234の2 235の2	
			長割	236の2 237の2 238の2 239の2 240の2 241の2 242の2 243の2 244の2 245の2 246の2 247の2 248の2 249の2 236の2の地先の道路、水路である国有地の全部
	三尺道下		五尺道上	1,353の1の内 1,354の内~1,362の内 1,364の内 1,365の内 1,367の内 1,368の内~1,370の内 1,373の内 1,374の内 1,375の1の内 1,375の2 1,429の内 1,430の内 1,435の内

			1, 353の1の地先の道路である国有地の全部 1, 375の2の地先の道路、水路である国有地の全部 1, 429の地先の道路である国有地の全部
		五反割	1, 567の1の内 1, 568の内 1, 569の内 1, 570の1の内 1, 571の1の内 1, 567の1の地先の道路、水路である国有地の全部
		八幡前	1, 847の1 1, 847の2 1, 848 1, 849 1, 852 1, 853の1 1, 853の3 1, 864の1 1, 906の1 1, 906の3 1, 907の1 1, 907の2 1, 908~1, 910 1, 911の1 1, 911の2 1, 912の1 1, 912の2 1, 913~1, 915 1, 916の1 1, 916の2 1, 917の1 1, 917の3 1, 918の3 1, 967の6 1, 967の8 1, 968の1~1, 968の3 1, 968の6 1, 969の1~1, 969の5 1, 970の1 ~1, 970の3 1, 971の1~1, 971の3 1, 971の6~1, 971の9 1, 973の4 1, 911の2の地先の道路、水路である国有地の全部 1, 912の1の地先の道路、水路である国有地の全部 1, 969の5の地先の道路、水路である国有地の全部 1, 970の1の地先の道路、水路である国有地の全部
	山崎	松ノ二	99の1の内 100の内 126の2の内 127の内 156の内 157の2の内
八幡前	今上	五反割	1, 572の1の内 1, 574の1の内 1, 575の内 1, 577の内~1, 582の内 1, 583の1 1, 583の2の内 1, 584の内 1, 586の内 1, 587の内 1, 583の1の地先の道路、水路である国有地の全部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成14年7月2日現在の土地登記簿謄本によるものである。